第 卷 第三號

(四月十五日發行) 大 正 十 五 年

歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て

Jレ ŀ の 字

崎

實

中世紀に於ては英國では Gield, Geld 或は Gyld なぎとも書いたこともある (Toulmin Smith, English 代英語ではGild文はGuildを書き獨逸語ではGildeを書くが、英語では前者が普通に用ひられてゐる。 國に於ても其他如何なる民族に於ても此種の變遷があればギルド制度は生れるのである。 的制度であつて、他民族の間に之を見ずと斷定してはならぬ。ギルドは一つの時代から他の り變る時特に産業の經營が小規模から大規模に移る時に起る一制度に過ぎぬから英國に於ても大陸諸 ン語系にはないといふ事は一般に認められて居るが然し之を以てギルド制度がチュー ギルル ドGild さは組合のことであるが此言葉はチュート ン語系の中に見出される言葉であつて、 ŀ ン民族の獨占 ギル 時代に ドは現 ラテ 移

(44)

歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て

第二十七十二年二十號三八日三十二日

をいふ問題に至つては學者の見界は一致してゐない。今其二三の例を擧ぐればウエザウッド Hensleigh Wedgwood の研究によればギルドなる言葉は丁抹語の Gilde なる語より發し、 Gild. London MDCCCLXX, p. xix)然しgildなる文字の起源は何國の如何なる文字にありや又其意義如何 祝宴又は圏体

banguet, or Corporation なる意味を有し、低獨逸語の Gilde は饗宴を開かんさして或る定められたる

number of persons eating together"を意味してゐたが後轉じて廣義に用ひられ、單に飲食せんが爲め 宴を意味してゐたが後轉じて祝宴をする爲めに集つた人々の團体或は組合 Company を意味するに至 日に集合して來た市民関体 Society of burghers を意味したのである。ギルドといふ文字は初めには祝 に集まれる團体を意味する計りでなく目的如何に不拘共同目的の爲めに作れる團体を意味する樣にな つた。之と同じ様な道行きで Company なる語も最初には「共同飲食をなす爲めに寄合へる關体」"a つた。此點はハイネの字書にギルドが「共同飲食の爲めの寄合」の意より轉じて「共同生活の關集」

い。Gwyl, Goel, Gouil なぎは宴會又は祭日を意味し Gwylio は注視する、期待するなどの意味があり Gwyled は見る Gwylad は祝宴を開催するの意である。而して Gouélia は休日にするとの意或はゲール て支拂Payment を意味してゐるGeldなる語より出たと說く者もあるが之は誤りであつて寧ろウエール ス語の Gwyl, Gwylio プリトン語の Goel, Gouil 又は Gouéliaなどの言葉から出たとする方が正しいらし

の意に用ひられたとなす説(經濟大辭書七三九頁第一段)を一致するものである。ギルドは獨逸語に

(二七八)

and 來兼ねるのである。 市 ۴ر 中にはラテン語のVigilioeがギルドの字源ではなからうかと推論するものもあるけれぞも既に最初に述 Feil 又はFeighi1に源を發し、此二語は祭日の前日又は祭日の當日を意味するのであるとも説いてゐる。 30 あるとする學者もある。 語で宴會、 tz Development of ý 其住民が使つてゐる言葉をマン語と言つてゐるが其マ 市場などの意に用ひられ、 如くギル ア語の 祭日、 ドなる文字がラテ Duld 定期市又は市場などの意を表はすに Feil といふ字があるがギルドの字源は此 Feil で さも深い關 右の外和蘭語の Gilds 英蘭と愛蘭との間は愛蘭海で其中にマン島 Isle of Man といふ小さい島 p. lxi) Dulden 係があるらしい。 ン語系にはないといふ説が確實となつてゐる以上此推論には賛成が出 Gulde は儀式を擧げるの意である。 なる語も亦祝宴、 而して Dulths は祝宴を Duld ン語のFealleyから出たとなし、 組合等の意味あり、 (Lujo Brentano, on the History は祭日に開 コ 1 ト語の か 叉愛蘭語の n る定期 Dulths, þ\$ あ

註 Leipzig, 1871 を出してゐる。併せ讀むべきである。 八七〇年に發行されてゐる。之はア氏が自ら英國に滯在して研究した結果を發表したものでギルド研究者には好參考書であ アレンタノの右の論文は Toulmin Smith, English Gilds の中に收められてゐるけれども、別に單行書さしてロンドンで一 又彼は別に獨逸文で Die Arbeitergilden der Gegenwart. Erster Band: Zur Geschichite der englischen Gewerkvereine

し関 10 ン チ 体に屬する各員はギル ユリー 書典にはアングロ ドに必要なる費用を分擔する義務があつて、之を支拂つたからである。其 ・サクソ ンのギル ドはGildan (to pay)なる動詞から出たのである。 盇

歐洲に於ける中世ギルドの起海に就て

Gieldなどと同一であると解する者もある。

卷

<u>ځ</u> 之葢し神に祭り、祭日に神に祈る為めに酒宴を催すは即ち神に貢献を為す意であると解するのであら 後團体に屬する人々が會合する場所をギルド又はギルドホール Guild Hall と言ふ樣になつた旨を記し 体員は寄附 Contribution をなしたのであるからギルドさいふ字は又寄附を意味するこも解せられてゐ 関体共同の目的に支出を為す為めには平常より基金を貯へて置かねばならね。 此基金を作るために関 ent of Money 賠償 Copensation などの意味もあると言つてゐる (T. Smith, English gild. P.xix)或は又 る。(Charles Gross, The Gild Merchant. Oxford, 1890. p. 60)又ギルドは貨幣の意味であつてGeld, Gyld, ボ スウオースBosworth の如きは此解釋をなしてゐる一人である、彼は此外にも貨幣の支拂Paym-此外ギルドは Gielt であつて貢献 offering, contribution, tributを意味するとなすものもある。

にギ つたそ考へて差支へないものと思ふのである。 ゐるといふこととは確實である。而して之等の意義から轉じて今日の組合といふ意に解せらるるに至 以 上述べ w ドなる文字がチュートン語系に屬してゐると言ふ事、 た様に字源及字義に就ては學者の説く所は區々であるけれざも、諸税を綜合すれば要する 支拂と貢献、 祝宴祭日等の意味をもつて

なる文字が最も廣く用ひられ Guild 之に次ぎ其他の文字は殆んで排斥されてしまつた形である。而し 右の 如くギル ドなる文字が時代により國により種々様々に書かれたけれざも現今では英語では Gild

叉は chant, or Towngild なぎを稱し、工業ギルド(或は親方ギル Craft gild或は單にクラフトCraft,又はミステリーMystery なごと呼び、 て商人ギルドをマーチャントギルド、ギルドマーチャント又はタウンギルド Merchant gild, gild mer ントン 12 Hanse と云ひ、後者をアムトライ ンヌ ング Amt, Innung 或はツン ドと呼ぶ方可ならんか)をクラフ 獨逸にては前者をハンザHansa フ ŀ ŀ 7 ルド

ニーギルドの起源に闘する諸説

30

源に就いて聊か論じて見たいと思ふのである。 之等の點に關して詳しくは他日の機會に讓るとして、今茲には如斯重要なる意義を有するギルドの起 果遂には都市の政權をも掌握するに至つたことは歐洲經濟史を繙く者の直ちに知り得る所であるが、 は少くない。 十二世紀以後に於ては英國でも獨逸でもギルドは經濟上盛に活動して、商工業の發達に寄與したこと 歐洲の産業史上に於て、特に中世紀の産業史上に於て見逃すことの出來和制度はギルド制度である。 而して經濟的方面に勢力を得るに及んで更に政治上にも力を注ぎ色々な爭鬪を重ねた結

るが、 抑 |を工業ギルドが商人ギルドから生れたといふ點については諸學者の見解は殆んど一致する所であ 然らば商人ギ ルドは何所に起源を求むべきやといふ問題に關しては學者の研究は相當に進んで

歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て

第一卷第三號

六

松崎博士に從へば「數百千年の後證跡既に隱滅して考據の便なき舊事蹟を考覈するに當りてや毫も怪 しむに足るなして雖も畢竟其講究すべき事体の至難なるに職由せずんば非す」(松崎職之助、世道と經 ては今日でも尙ほ未决の儘殘されてゐる問題であると見てもよい。かく諸説一致せざる所以のものは ゐるに不拘其解答多岐に亘つて歸一せず甲論乙駁の有樣で容易に解决を見ないのであつて或意味に於

、ヴィルダの郷飲酒起源説

濟

一四二十三頁)である。されば次に只重なる學說二三に付てのみ簡單に述べることとする。

きの家 で何やかと世話をしたり、相談相手となつたり、式典の擧行や後片付なごをする爲めに寄合つたもの 多く資料を本書に求 世に於け T るものな 0 爲 * めには缺くべからざるもので、 ñ ŀ 族の人々の間に、 ドに關する論究はヴィルダW.E. Wilda以前にも澤山あつたけれざも何れもヴィルダの右に出づ Š を系統的に論究して之をよくまとめた所の最初の學者である。彼が一八三一年に公にせる「中 るギル 實にヴィルダは中世ギルドの研究家としては最も有名な學者で彼は彼以前の學者と違つ ド制度を J(Wilda, Das Gildenwesen im Mittelalter. Halle, 1831)なる著述は本問 めたのである。 結婚、 出産、死亡の如き重大な事件が起つた時には、 後世の學者例へばブレンタノ、フォーチュ 彼の説く所に依れば北獨逸民族の間にあり 家族の人々は自 1 ては、 ン Fortuyn の如きも 家族或 は 題研究者 ら進ん M 緣續

らぬことになつて居る。此點から見て此宴會を供物宴會 (Sacrificial banguet, Opherversammelung) と 之に参加することが出來るのであつて國民大會とも言ふべきもので、席上では重要事項を相談した 何 に集つた多くの友達も亦同様の誓言をなしたのである。以上述べた様な宴會は最初の間は家族の間 為に見做つて自分も善良行為をなし以て父の名を汚すことのない様にする旨の誓をなし、續いて此所 身の友達なざが集つて宴會を催し、之等の人々が居並ぶ面前に於て、 言ふことが出來る。爾來此種の酒宴をギルドと稱する樣になり更に宴會に出席する人々の關体を再轉 のである。 にも之を催す様になつた。例へは皇帝の即位式の場合の如きが之である。以上は何れも偶發事件を機 スウエーデンでも ギルドの字義を述べ か重大な事の起つた時にのみ開かれる風習であつたが、後には國家に何か重要事件の起つた時など で飲食に限らず共同目的の為めに寄合へる人々の團体即ち組合をギルギで呼ぶに至つたことは既に 而して茲に集まる自由民は神に供物をする為めに自分々々の欲する飲食物を携帶せねばな かれる所謂臨時宴會であるが、此外年一回催される大祭日にも大宴會が開かれ一般市民が リル る際に説明した通りである。乍然如斯宴會は單に北獨逸地方で行れた計りでなく ウギーでも行はれたことはマクンギナビアの學者サーガス Sagas の説明に依つ 先づ相續者は父の生前 の善良行

が常であつた。一例を擧げると父が死亡して、其子が相續をする場合には亡父生前の友人や相續者自

元來獨逸民族は飲を好む習慣があつたので吉凶を間はず事の起るを機會として酒宴を開くの

である。

歐洲に於ける単世ギルドの起源に就て

を下したのである。

て明かである。 ヴィルダは之等の事實を見てギルドは右述べた樣な宴會から發生したのであると斷定

僧侶團: 人ギルドとなり、工業上の職人親方の團体となりては工業ギルドに變遷していつたものである。之を 度々開いたのであつて、 が力を得其数が普及するに從つて異教徒の古い慣習が破らるるに至つたのは自然の理といふべきであ 入つて來た。何故キリスト教徒が初めの間異教徒の慣習を打破しなつたかと言へば言ふ迄もなく之れ で北歐には在來の舊慣は依然として廢せらるる事はなかつたが更に之に加ふるに新しい風俗習慣 たが後には俗人をも加入せしむることになつたのである。(Brentano・Ibid・p・ を急に破壞すれば反對者が續出してキリスト教普及に妨げさなつたからである。だからキリス 彼曰く「ギルドはキリスト教に連れて漸く發生したのである」と。"Die Gilden sind erst in Gefolge des リスト教的要素即ち隣人を愛せよといふ主義再言すればキリスト教博愛主義であると説いた事である Christenthums entstanden "Wilda, a. a. O. S. 66) 思ふにキリスト教が南歐から北歐に傳はるに及ん 尚ほ茲に一言すべきは彼がゲルマン民族の酒宴からギルドを産み出すに至るに與つて力ありしはキ そこでキリスト教の僧侶は僧院を中心として團体を組織し新しい風俗習慣儀式等を有する宴會を 体 も亦後世のギル ドの原型と見ることが出來るもので漸次之等が變化して商業的となりでは商 此関体には初めの間は俗人を入れず從つて宴會にも俗人を出席せし lxxii) 如斯キリ ス めな ト教徒 ŀ 教の かつ も這

説と名附けたのである。 義との二元に求めたのであると言つてよい。私は前者を第一義的のものとして彼の主張を鄕飲酒起源 要するに彼はギルドの起源を異数的要素たるゲルマン人の郷飲酒の俗とキリスト教的要素たる博愛主

ずるに及んで、 なざが出で同問題に就いて新研究をなしヴィル Adam Smith にも比すべきである。 として残され、 者も皆之に服從してゐたのであるが、 以上述べ來つたヴィル 彼が組織的に探究せる先驅者として尊敬すべきは恰も經濟學に於けるアダ 漸く古への光彩を失つてしまつた。 | ダの説は其當時としては群を拔いて光彩を放つてゐた説であつて、何れの學 其後スミスToulmin SmithブレンタノL・BrentanoグロスC ダの説を縱橫無盡に批評駁論し去つて反對意見を發表 然しながらギル ド研究上に於ける彼の功績 <u>ک</u> د 心は依然 スミス Gross

二、ブレンタノの家族起源説

Gegenwart, Erster Band: Zur Geschichte der englischen Gewerkvereineは最も有名である。彼は前書に Origin of Trade Unions 及び「現代の勞働組合第一卷、英國產業組合史に就て」Die Arbeitergilden der 「ギルドの歴史を發展並に勞働組合の起源に就て」On the History and Development of Gilds and the プレンタノ Lujo Brentano はヴィルダに次いでギルド研究家として名高い學者で前記せる如く其著

歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て

第

關係 第四に工業ギルドと發達の順序に從ひて説き而して第五に勞働組合を論じて筆を擱いてゐる。今茲に 於て第一にギルドの起源に筆を起し第二に宗教(又は社交)ギルド、第三都市ギルド又は商人ギルド、 日くヴィル の深いのは只第一のみであるから其大意に就いて述ぶればブレンタノはヴィルダの説に反對して ダもハルトウィッグ (ギルド制度の起源に關する研究 Hartwig, Untersuchungen uber die

をが互に兄弟分關係 Brotherhood,Brüderschaft を作つて親密さなり、組合を組織して組合員相互保護 大祭日に開 敬に値するけれざも、 P· Ixiii) 又ギルドと家族との關係も充分に述べて居らぬ。貝臨時に催される鄕飮酒の俗や年一回の かれる大宴會よりギルドが發生したとする説には反對せざるを得ない。ギルドの本質は人 而し彼等はギルドの本質が如何なるものなるかを明瞭にしてゐない。(Brentano

ersten Anfange des Gildewesens)も共にギルドの超源につきては詳細なる研究をした有名なる學者で尊

救濟をなすにあるのであるが、 mbridge gild 7 ないことであると一矢を放つてゐる。 ツッ プリー の規則の内容とを比較考究した結果兩者の間には單に類似の點が ギャド Abbotsbury gild 如斯ことはヴィル 而して彼は昔の家族生活の狀態と英國の古い三つのギル エクセーターギルド ダの説〜郷飲酒の俗や大祭日の宴會とは何等關 Exeter gild 及びケンブリ あるのみでなく。全く ツヂ # ンドCa-ド即ち 係 0

符合する所が多いので、途に彼はギルドは家族より其源を發したのであるとの説を立てたのである全

次に右三ギルドの目的と規則とを見るに、

八六) 10

罰に處

せら

n

る

Ō

で

ある

は新 貧困 స 行爲 つて ねば 第 る をなし 鬳 • る。 病弱 ならぬ。 をなすに r な者が Ťz 此 ボ る者 ツ H 叉組 あ には組合員 ッ 30 は あ ブリー れば、 7" 合長其他の高級役員 而して N ۴ 7" ルド か 之を養ひ、 は焼麵麭 ら處爵せらるるのみならず、 每年聖 の目的 を寄附 r. 死者あ 1 は其規則に依つて明かなるが如くに組合員 Þ から何か I して之を貧者に分與 祭には一堂に會して共同禮拜をなし宴會を催すことにな れば之を埋葬し宗教上の儀式を擧げ、 役目を 命せられたる場合に其責任を果さなければ嚴 無禮 しなけ を加へら ればならぬ。 れたる人に對しては賠償をな Gild-brothers の中に 死者の 宴會席 一気に 上で無禮 對し 15

叉組 三回 30 し 宛を持寄ら Ţ をなすことを主として居た點が異 め w 若し 會合を催すものとす。 合員 るか П 組合員が 1 は讃美歌 と云へ ŋ 祭當日に開き各組合員はビ ねばなら 乜 ば 1 死去すれば組 を歌は、 夕 は現存が คู่ 1 +" m ねばならぬ。 w 即ち ドの せる人々の して牧師 第 目 合員は讃美歌を六つ歌 0 的 をし 回 てゐる位 は 之も耐 幸 1 は楽 7 T * 福を祈らんが n 祈禱文を二つ讀 を二セ ッ ₹ 鬳 ケ で ッ (文と同じ ある。 ブ jν ŋ 祭 スター ì Ü 様に 為め 第二 今其 7° 宛 jν 気規約の 且つ五 12 ましめ 回 \mathbb{F} つ 他 特に青年 は悪 0 は生 目的 0 3 ぺ م ث メ 内容を概觀す 存者 は死 Ó y と始 ン 1 ス で は 者の靈 んざ同 宛醵金することになつてゐる の為 祭 あ 30 七 めで 第三回 ス を慰 何故祈 汐 n じであるが只 ば組 他 1 は 11 め 宛 と蜂 合員 死 h 稿文なごを讀ま 復活祭以後 者 かず 密 0) 爲 は 爲 禮 めである 拜 めであ ケ シ 年に 1 祈 Ø 才 灁

歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て

(一八七)

第

する。 拂ひ 五つ歌 て --額を徴收せらる。 る理 叉組合員が れば必ず宴會Meal in H 7 由 謝罪 ある 但 は 業務を怠ることがあれ ねはならず若し三回 病氣の ¥ ものとして何等の處罸を受けぬ 火災に罹つた時には各員は一ペ ねばならぬ。 組 為めてか或は其主人の必要の 合員に Common を催すことになつてゐた(上 して他 $\widehat{\exists}$ も怠業をなして罰せらるれば最早や彼を組合から保護してやらぬことに は罰せらるるのである Smith, 人に欠禮をな English gilds. のである。 ニー宛田して罹災者を救助せねばならね。 為めに仕事をすることの出 L たるもの が第一 ζ, 若し又醵金をなすべき日に之を爲さざる時は倍 xviii) 回目に あれば、 Brentano, m は讃美歌を三つ歌ひ して禮拜 被欠 lbid. 醴者に對 祈 來な Ġ 繻 Ixvi) なご宗教 か つた場 して三十ペ 若し組合員にし 第二 上の儀 合に ンス 13 回 成式を終 正當な 目 には を支

其責任 る條項 ので 者は、 r) Ì۲ 第三、 此條項は最も重要なるものであって之が為めに組合員は銘々總べての行為に注意し、 ぁ 0 る。 を負 は は 7, 犯 あ w ケン 罪 3 F 7 ケ り ブリ 0 に關する規定である。 ン 同 氏 れざも ブ 神 IJ ッ に向つ の運命に服さねばならぬ」、"F 9 ヂ 4" 7 然し之は前記二つの +" w て他の組合員 ۲, iv 1. は以 0 規定の 上二ギル **今**其 中に と兄弟分關係を作つて其實を擧げる樣に努 斑 ŀ を窺 ギル も組 とは多少異つた點が へば J.* 合員の病氣、 One 0 如〈 misdo, 一若し一 重要なる規定ではなくて、 Let 組合員が犯罪為 死亡等の場 ある。 <u>a</u> bear 即 ちギ 合に於け Ŧ Leg eg 行をなせば全組 n Ŀ all 3 30 1 share 其最 る旨 補 加 助 入せんとする 助くべきは ð 0 救濟に關す 重 誓をなす きを置 合員 は

員を殺 助け、 他 もなく、 Ď 組合員中に救助を要する様な問題が起つて、其救濟方を依賴されたる役員は最善を盡して之が救濟に 樣である。 罪を犯して賠償金を支挪はねばならなくなつた時には組合員全員が其責に任じ支拂を完うせねばなら 努力せねばならね。岩し之を忽にすれば直ちに處罸せらるるのである。岩し又組合員中盗難に罹つた を納め 自ら全責任を負ふべくして、 者がある時は組合員全部が一致協同して犯人を搜索し賠償を爲さしめるのである。 の 組 然しながら殺人者が何等正當なる理由をもつてゐない場合例へば他人から爭鬪をいざまれたこと 勵ますべきは勵まし常に正義を重じ以て過失なからんことに之れつとむる有樣であつた。 ねば した 合員に侮辱を加 又復讎すべか義務もなく只單に怨恨を晴さんが爲めに殺人行爲をなした場合の如きは犯罪者 右 る場合に ならぬ。 Ó 外 他人の財産に損害を及ぼ 万 は殺人者は先づ被害者の血族關 ヘ 72 此義務を果さなければギ 3 他の組合員は何等責任を負擔しないのである。 時罰せられ ることは した 時 の規定、 \mathcal{T} N ۴ 水 係者に謝罪 ツ から除名されて ック 相互補助に關する規定なざもあるが之は省 ブ ŋ ì Ļ ø 次 12 ク しまふ +" 也 Ì jν 叉若 ター のである。 ドに對しては八磅の 0 し組合員が他 * 若し組合員が殺人 ען 叉 ۴ の場合と同 組 合員が あ 罰金 若し 組 合

界する。

保護救濟、兄弟分關 歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て 0 ギル ドに就いて述べ 係 特に ケ 2 ブ y た所に依つて知らるる如くにギル ッ 4" +" w ドの場合に於ては組合員の連帶責任などの點にある。 ドの (一八九) 本質 とも云ふべきもの は相 だ 耳

第

から后世發達せる商人ギルド、工業ギルド並びに勞働組合など時代の變遷に從つて其目的や規則が變 つていつたに不拘此本質は依然として繼續されてゐるのである。

氏の説に賛成することは出來ねのであると。 に不拘ヴィルダは此點に關して何等論ずる所なきは遺憾である。而して此關係を明かにせざる限りヴ 合ひ、維持し合ふ爲めに兄弟分關係によりて結びつけられたる團體である。之はギルドの本質である 會からギル ブレ ンタノは更に論を進めて前に記したヴィルダの説即ち獨乙民族の臨時又は定期に開 ドが發生したとの説を紹介し、 之に反對して曰くギルドは組合員が色々の方法で相互に助 かれたる宴

にも彼を慰め、 家の説く所をよく了解すれば昔の家族生活の中に后世生じたるギルドの萠芽を見ることが Zweite Auflage Kiel, 1865)及ラッペンペルグ (Lappenberg, Geschichte Von England, 1834)などの歴史 に陷りたり であつた。 あつて、家族全體が其各々の家族員に對しては出來る文欲望を充足し、 てゐる。 次にブ氏は家族生活の狀態を述べてゐるが、 L 其一例を擧ぐれば若し家族の中に無禮を受けたり、 昔の人々は欲望が極めて單純であつたから一切の欲望の充足は家族生活がら得られたので た者が 彼が満足の得られる様にしてやつたのである。又家族の中で殺害せられた者があれば あれば家族一同は大いに同情し出來る丈の手助け補助をなして精神的にも物質的 彼はワイツ (Waitz, Deutsche Verfassungs-Geschichte, 傷付けられたり、 満足を與へ 或は病氣に罹り貧困 る様に努力したの 出來るとな

如くに 宗敎 廣きに失するの する限 **德行為をなすことが** 12 犯して贖殺金 之に反して家族員 其復讎をなし、 對しては家族の為した 時は妻たると娘たるとを問はず嚴罸に處したのである。 る丈平 以 Ó 出ることを止 上の +" 7 5 家族 w あ 和 F 30 如 を維推 其 全体 プ氏 關 商 此贖殺金支拂制度は古代の慣習 Wergild on Blood money であ 盗難にかかれば犯人を探索して被害品を回復し犯人を處罸するのは勿論、 係 は其 人ギ めて家族内で何とかして仲裁和解の勞をとり平 せねばならぬ は英國の カジ は各々自己の家名を重んじ權利を尊重し万一にも婦女子にして不倫 如何 少人 3 一人の ï か ۴ る行為については全員が其責任を負ったのである。 に薄 な Ş の古きギル なざに うた 爲した 後世になると其責任者 ج ر ر < 0 なっても常に責任を負 も存し、 は當然のことであ る行為に付 ふ精神か ۴ と古代の家族生活とを比較研究 叉各國の を支拂は らお互が契約をなして假合紛争が たり いて責任を負 し復讐の制度に代つて起つたもので大體 * ねばならぬ時 30 は近親者のみに限られる様にな N 2 ۴ 而し又 といふこさは 12 以上は家族内部に關することであるが も存じてゐた。(Brentano. ふの結果 和な結 は家族全員の責任で支拂義務 方か ኟ ら考 して遂にギ あまり して各員が正義の觀念を有 末をつける様にしたのであ 例 12 n へば 起つても裁判所なざへ訴 責任 ば奇 n ۴ うた を負 < 家族員が殺 lbid. ・は家族 į の行為 Ø ፌ Ŵ Ġ であ 家族 緣 カコ ぐ き範圍 ら見 \mathbb{G} 關 か を完了し ありた Ĝ がは出來 係 人罪を 社 發生 斯の れば 會に し背 0 存 かき る

歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て

せりで斷定し

Ťz

の

で

あ

30

家族生活に於ては其家族員の間に兄弟分的

もよく表はれ各員は最

行神は最

特殊團 實を舉げるにも好都合であつたから隣人相集つて組合を作り、宗教上の利益を享受獲得せんとつとめ 柄 考へられてゐた宗敎生活に關して家族內に何等の規定が定められて居らぬといふことは注意すべき事 之は別問題としても古代人が最も重要であると信じ、或る意味に於ては國民全體の仕事であると迄に ら國家が與へてゐたのであるから家族團體として特に此方面の利益獲得に努めなくともよかつた O.S.56-58.130.132) ギルドの源を此所に見出し得なかつたのは寧ろ驚くの外はないと冷評してゐる れてゐるのである。ヴ氏もギル 此點から考へても家族はギル に利益の衝突さへ生する樣になり、爲めに家族員を堅くつないでゐる兄弟分的精神に弛みを來したの で人々は或は國家の力をかりて家族生活での不滿不足を充たし或は此目的を達せんが爲めに人爲的に つたので昔の様に家族生活文では欲望を完全に充足することが出來なくなつたのみならず家族員の中 も親密なるが故に相互に助け合ふことも殆んご完全に出來、 であ ブ氏 る は更に論步を進めて政治上及宗教上の目的と家族生活との關係を述べて曰く政治上の利益 体即ちギル ゲル 時代の進むにつれて家族の人數も多くなり欲望の種類も加はり其質も精選せられる樣にな マン民族は早くから定住して居たから家庭と家庭との關係も密接であり、 ドを組織し其力を借りて欲望を充足せんとするに至つたのは自然の道行きである。 K ķ の起源であることがわかり、 を「家族の模傚者」"Imitators of the family"と言つて置き乍ら(Wilda,a.a. 家族生活の中にギル 從つて各員の欲望も充分に充足されるの ドの本質がよく表 共同生活 は専 から は

人々は 社會的 12 解き得るものではないことを知り、 位の になつたのである。 **ゐたけれざも、** たのである。而して當時の家族(家族員の意に非ずして家庭の意)は原則としては各々獨立して生活單 は之に屬するものが せし 一團體として活動 相當に考へ 利 ₹° ~ 益なるものが きが 併しながら漸く人々が只家族を本位として考ふるに利益の外に共同生活を本位とする させら 理 之れ一種の宗教組合 想であるが如何にすれば此理 甚だ多いのである。(Brentano, pp. lxx-lxxi あり、 Ĺ れたの 物質的利益を追求する為めには家で家での間 而も後者が甚だ大なる意義あることを悟る様になつ であるが、 茲に組合を作つて共々に此問題を解 Religious association or 結局此 大問題は個人の力は 想を實現することが 及 Religus pp. lxxxi-xcii) あまり 出 一來る 3 には相當激しい競爭も起つて gild 共 に弱 か で中 々に ج درا 72 Ç, 世紀に於け ふ問 神 かっ 5 特に人と を崇拜すること 個 題 人單獨 12 は當 る組 神 では とは 時 の

じ更に右の 團 w も或 體 ۴ ブ ü v B 存 僧侶 は慈善的 · 在 タ ノガ の集 如き宗教 して 目的の爲めに又は强者に對抗するといふ目的の爲めにも組合が組織されてゐたと論じ ヴィ ゐた史實が 合体に其源を發すでの説には服 に關するギ w ダ の逃 あり、 (源)說 ルドは僧侶を中心として作られてゐたけれざも、 特に に反對したことは既に述べた所であるが U 1 4 人の し難きとなし、 間には埋葬組 古代文明 合 Burial societies 國民の . ^ N 間 トウイ も作ら 如斯宗教 には 旣 グも亦ず氏 n ĺ. 的 τ * 目的以 i る F 12 類似 3 の 外 論 7"

歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て

<mark>ን</mark>

らギ

<u>۲</u>

を作つて

ゐたのである。

三一巻から第三世號その以前にかり

發達してゐたのであつたが、 ご氏の見る所に依ればキリスト教が北方諸國に傳播して來た時には既に此地方には異教徒の組合が キリス教徒が這入つて來た爲めに在來の異教徒固有の風俗習慣等が打 破

得るに従って、 12 せられ、キリス のであつて、 異教徒に反對に勢力を失ひ、 決して此地方には古くからギルドが存在してゐなかつたといふのではない。 ト教徒のギルドと異教徒のギルドとは互に戰つたのであつたがキリスト **遂にキリスト教徒本位のギルドが全盛を極むる様にな** 教徒が勢力を 既に前に 0

逃べ 的 た様に異教徒の間にては個人が各々の欲望を充足する為めにはあまりに力弱きを知つて、 台 んが為めにはごうしてもギル ドを作つて互に助け合はねばならぬとの趣旨に基づいて遠い昔 その日

此種 of London に現れ 同國に於ては古くより其發達を見た。 力强き家族の横暴を防ぎ、 が一つの大きいギ ブ のギル ン タ ドを「竊盗に對する保險組合」 "Assurance companies against , は * 'n て iv **ゐるとなしてゐる。** F. ドに結合してしまつて、 が家族より發生したといふ新説を樹立した外に英國がギルドの發生地であつて 國法選奉を剛行し 其實証 右の條分からみると倫敦市内及其附近にあつた多く 從來よりる。 たのであるが特に窃盗に關する取締が は倫敦條介 The Judicia Civitatis Lundoniae, より以上に平和 theft" を維持し暴行特に と呼 嚴重 ぶ者さへ C The あつたので のギル あつ 窃盗、勢 た位 ۲.

であつた。

此ギルドに屬する組合員は、

盗賊があらはれた時には之を追跡逮捕する義務があり、

被害

四)

を歌 を開 貧民に施與 は組合の基金から損害の塡補を受ける權利があつたのである。而して此組合でも毎月會合して宴會 き其席・ 祈りをなしたことは當時の L 上で共同 たのである。若し組合員中死せる者ある時は、 の利害問題、 規則の制定、 他の ギル ドと同様であつて、 改廢等に關して研究討議をなし、 其聖靈の為めに麵麭を祭壇に供 之と同様の目的で作られ 御馳 走が 残れば之を tz #" 、讃美歌 in ۴ は

力

ンター

ブリ

I I

もあつ

て仲々勢力を振つてゐ

なり

思ふ儘に専制政治 帝なざの 如きギル 飲酒する 為めで 刑等に處 依つてギ 令を發布 頃には既 英國に於ては此種の あり 壓 結 ١,٠ l iv 1 迫者をして こてギル 墮落の實例 果泥 たのである。 F 其組織を完成 が禁 他 醉 は 專制 ۴ の實を學げ L 止せられるものが多か を禁止し、之を犯してギル 歴迫の C 君 丰" 主の威 あ 然らば何故ギルドを壓迫し、 iv し都 ١." るが然し之等はギ 口實理 h は漸次普及し、 市發展上貢献する所 かぎ 力を示さんが爲めである。 爲めであつた。 由となさ つた。 ルド禁 U カジ 國法上に於ても認められて居つた計りでなく八、 ドを作る者は或は笞刑に處し又は切鼻刑Nose-slitting流 多く Ď シ だから之に妨げをなすギル たもので r が大であつたのであるが大陸 あり 止の主要なる原因ではなくて寧ろ 1 攻擊 jν 72 マン るが如き、 即ち大陸に於ける Ŭ 真の たか。 大帝Charlemagne 及其後繼者 理由 叉寄附を强要する風 つは は中央集權 ギル ŀ, 僧侶の 諸國 を壓追し ドの堕落を嬌 の國家を作り上げ ギル 12 ź あり P ۴ たのは勿論自 ては 1 0) では宴會 O) あ w Œ 如 べきは法 マ ン 大 九世 せ 國 つたが h 法 p> τ 1 13 紀

欧洲に於ける中世ギルドの起源に就て

(二九六)

-0

の専制で 72 F. 組織して自らを守ると同 地が荒れ 當然と言ふべきである。 由民でも貴族 益せんと努めたの 地位を占めた商 Ó 間 經過と共に民衆の力を増し皇帝に反抗してギル , ŋ 1 に軋轢紛爭はあつたけれざも、 君主が暴威を振はんが為に多數の民衆が犧牲となり何時迄も沈默を守らねばならぬ筈はな w ゥ れるさい Z 型 Henry I 1 でも苟も彼の活動に妨げてなつたものは容赦なく壓迫したのであつた。 Λ に於ても英國に於ても同樣の策を採つて其發達を圖ると共に之を利用して である。 ふ時代になつては人々は從來持つてゐた自由を失ふといふことより * w はギ ŀ 特に 時に權利を主張するの 工業 N F シ かゞ ギル 1 ザー 都市の發達に必要なることを知 ۴ 遂に Caesarの死後世の中が不安になり として發達するに至 #" iv ŀ, 必要に迫られたのである。 は國法上に認めらるるに至り後世産業上最 ŀ" を組織し自らを守らんとする者の出 つたの つてギル である。 j N 之れ ۴ この後に於ても國王と 疑勵策 ~~ より ン 人の侵入に を講 さき獨逸 然しながら一人 も寧ろ C て來た 72 に程であ 般公衆を に於ては キ も重要な よつて各 w ŀ のは * z

であ 増加精選せられる様になったのに家族の活動が之に伴はなかった為めに、 た様に古代に於ては家族は經濟生活の單位であつて家族員の欲望はすべて家族内で充足せられ るか 5 他に に 家族 組 はギル 合を作つて欲望を充足する必要はなかつたのであるが家族の人数が F. の本源である。 少くともギル ドの原型さして現れ 今や家族文では家族員の欲 たものである。 增 其欲望 旣 たの E 0 述

望を悉くは充足する事が出來なくなつたので之が爲めに人々は從來の自然的、血族的團體たる家族生 的物質的團體ではなくて、精神的團體であることである。(L. Brentano. Ibid. pp. lxv—lxxx) 存在してゐるのである。 は勿論であるが、それにも不拘ギルドの根本精神である所の相互保護救濟共同一致の精神は一貫して 'n 活丈では満足し得られなくなり、 ドを組織するに至つたのである。だから人々の欲望の變化するにつれてギルドの目的も亦變つたの 尚ほ茲に一言すべきは當時のギルドは現代の組合、 家族の互助的精神も弛み出した。茲に於て人為的地域的團體たるギ 會社などの如く單に資本

、グロスのキリスト教起源説

則なぎを各方面より多數蒐集して收めてゐる。 に於ては 大著述を完成 の研究を捨てず、 るる學者であつて、 *)* п ス ギル Charles Gross Göttingen, 1883 ド及都市の研究をなし、 した。不朽の名著「商人ギドル」The 右論文に更に古文書の蒐集檢討を重ねて研究を進め、 彼は一八八三年ゲッチ はギルド研究家として前述のヴィルダ、ブレ を提出して有名となつた。而して歸國後も引續き史學研究と共にギルド 第二卷に於てはギルド及都市に關する特許狀、 ンゲン大學に學位論文として「ギルダメル 彼が第一卷序文に言つてゐる所によれば Gild Merchant, Oxford 1890 即ち之である。 ンタノ、 **遂に一八九○年二卷よりなる** スミス等と並び稱せら カトリア」 法令、 「ギルダメル 條 毿 例 Gilda 一卷 規

(一九七)

歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て

=

アル Society of-Antiquaries 方は手寫の古文書に其材料を採り、 カトリア 物に就て調 ず一讀すべきであると思ふ。 Totnes等の記録保存所から材料を集めたのであつた。 トルBristol、チチ 書は倫敦の英國博物館 British Museum 公記錄保存所 Public Record Office 古文書圖書館 ッ の方は主として印刷物より其材料を採つたので未だつくさざる所もあるが「商人ギルド」の ト順に列撃されてゐるのも亦吾々を益することが大である。 ~ キング 72 ものであるが放に極めて價値多きものと信ずるのであつて本書も亦ギ = ス スターChichester、 ŋ 其他の圖書館及り King's Lynn" 特に第一卷末には更に深く究めんとする者の爲めに參行書が詳細に著者 ギルド及都市制度發展の研究上に一大光明を投じたもので其古文 Œ. V ンド 7 スタ セ 1 ン - Leicester* を始め地方都市例へばアンド ター Exeter・ 如斯次第であるから其收めらるる所は サザ ギル ۲ シ プト フ 1 Ì ン F. Southampton, 1 Guildford ヴァーAndover、ブリス w 1 ĸ Libray of the ŀ 研究者の必 プ ツト 何れも實 ス ゥ ネス 牛

P. p. 167—169)之を遠慮なく批評し以て自己の立場を明かにせんと努めてゐる。今グ氏の意見の大要 K 扨て今ギル 論しないのは何故であるか。苟も自説を立て之に反對意見の存する限り先づ之を批判辯駁し打破しな を摘出すればブレンタノはグロス及ハルトウイグ兩氏の所説が彼の説と相反するに不拘之を充分に駁 發展の狀態を研究せる第一人者たることを賞揚し續いてブ氏の説の大要を照介し(C ドの起源に關する彼の意見を本書に就て見るに彼は先づブレ ンタノが英國に於けるギル Gross.

gth• 一大鐵槌を下したのである。更にギルドと家族とは同一に非ざる旨を述べて日く「ギルドと家族とは ŀ 國 であ のでは Ø が之は史質に反するのである。 るのではなくて家族とマ なく、寧ろ 正當であるこ考へるけれざもギルドが家族より出 とて先づブ氏の結論に反對し、進んで其反對理由を述べてゐる。 家が かず き機會を與へ ればならぬ。然るにブ氏が敢て此擧に出でざりしは葢し彼が兩氏の説を潤色して以て自説となした 家族より が消滅すると共に漸次新 あるまい あ 0 ~ 12 兩者には密接な關係のあることは信じてゐるのではあるが jν 出てたとなすなれば他の諸團体も亦家族から出たとの結論に達しなければならなく 'n 團 か。 思 たに過ぎぬ。 体 کم 1 ブ 氏がき M 莊園制度、 N 族團 ク関体以下の諸関体とも同 リス かく言へばでて決して家族でギル 体 制度が發生して、 故にギルドが家族より出たとなすは誤りであると斷定 の消滅といふことは右述べ ギル ト教はギルドの起源に重大なる關係を有してゐると説いてゐ 15, 制度、 血族團 僧侶團体、 てたりとなす説には服することは出來な 体の 様な關係 武士階級などが新しく生れ出で之等の上に 12 地位を奪ひ、人々に新しき欲望を與へたの る新制度の起る原因ではなくて、 がある **F*** との 即ち古代の血族関 然し のであるからい 關係を全然認 如斯關係 体 Kin-bond, Mea-めぬと は單に此 ブ氏 しブ氏の所 の いえん いのである 如く 兩 其起 者 の るのは 說 では 12 3 限 3 w

歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て

Ibid. p. 169. Note)

理

論

上異る。即ちギルドは任意的、人為的團体たるに反し家族は自然的、

血族的图

体

である。

ある。

彼によればギルドに關する記録は英國に於けるよりも却つて大陸の方に早くから現れてゐた。

第 卷 第 ≓ 號

次にブ氏が英國をギ jų ドの發生地でなすは全く根據なき説で只想像に過ぎぬさなし、 從つて此點に

二四

は九世紀以前にはないと斷言してゐるのであるから英國を以てギルドの發生地となるぬことは明かで 存在してゐたさも考ふることは出來ないと說いてゐる。彼はアング 眞の組合員を意味するや否やは疑問であり從つて如斯言葉があるからといつて其時代に既にギルドが 在してゐた證據であると一般學者は唱へてゐるのであるがグ氏は之に贄せずしてゲキルダ は言 ブ氏 合員 英國であるとするなれば、 して居らねばならぬ。 於ても亦服 アルフレ 發生したとの結論 へぬけ Gild-brethren + ッドAlfred w 續して ドは英國に於てアングロサクソン時代に非常に發達してゐるといふのは全然誤謬であると れざも事實以上に甚だしく誇張して述べられてゐることは確である。 し難しと述べてゐる。 た る る 。 の意味であつてかかる言葉がある以上英國が大陸諸國よりも早くからギル 時代に出された法律の中にゲギルダンGegildanなる語があるが此語はギル に到達せねばならぬことになつてブ氏の説は自ら打破られてしまふのである。 然るに事實は之に反し英國に於ける血緣團体たる家族團体は大陸のそれに較べ 而して此事質を認むるなればギルドは英國に於けるよりも却つて大陸に於て 英國に於ては少くとも大陸諸國に於けるよりも早く家族團 若しブレ ンタノの説くが如くギル n ドが家族より生れ而 サクソ シ のギ 英國國王イン w ドに關 体が も其發生地が ん崩壊し ンなる する記事 ドの F" 消滅 かき 及 存 組

が之丈の事實を以てギルド其ものが英國に發生したと斷言するのは早計と言はねばならぬ。又十一世 大陸に於ける古きギルドの數々は其規則を英國のそれに範をとり或は其儘英國から輸入されてはゐる 即ち大陸に於ては旣に八世紀詳し~言へば七七九年にギルドに關する記事があるのに英國では前述せ の證據とはならぬのである。(Gross. Ibid.p. 175) 紀に入りて英國ではギルドが非常に普及し發達したのは事實であるがそれは英國々王の勢力が弱か る如く九世紀に這入つてから初めて其記事を發見し得るのである。(C. Gross, Ibid. pp. 169. 175)勿論 たのと、丁抹人が英國に侵入して來た結果であつて之を以て英國がギルドの發生地であるといふ主張 2

グ氏 town Law こさの出來ぬのは勿論 を主張するに足る丈の確實なる書類なくして 足する樣な確證を握ることが出來なかつたのでブ氏に對して收擊の矢を强く放つて曰く ブ氏はアング は反對してゐ とは同一であつて後者は前者から發展して來たものであると説い 12 る。 サク グ氏は ソンギル 如斯斷言は爲すべきではないと信するのである」(C.Gross. Ibid. p. 170)と。 ブ氏の説が正しきや否やを確める為めに色々研究したのであるが - Anglo-Saxon gild 如斯重要なる問題に關して斷言したとて吾々の受入れる と都市及ギルドの規則 てゐるが Oiid Law と都市の 此點につい 「ブ氏が自説 彼 規則 が満 ても

更に彼 歐洲に於ける中世ギルドの起源に就て はヴィ IV Z. の議論を評 して行く「ヴ氏の説には誤謬は多いけれども而しながら彼がキリスト

彼は學者的態度を眞面目に表は

してゐる。

C グ氏 ギル の俗は中世紀のギル るし んで 柄 部の學者 有するものではな 會者に公開されるか 義務等の本質を缺い É は V ギアは ドとキ と賛意を表はしてゐる。 る 其特徴ではないのである。 ので たのではないかと思ふので私は彼の説をキリス 7" ドの起源に關係を有する(Wilda. Gildenwesen, s.25—34.63)と説いてゐるのは正し カジ w リス あるから、 Ħ 說 バッペ ŀ の 1 く様にロ 起 ŀ ~~ ンハ 源に關し明瞭 教的要素との か 政府が勞働者を强制 つたとなしてゐる。 其何れか てゐる計りでなく。 ドの本質を缺いてゐる。 1 Ì あらゆる Z, * 0 **Pappenheim** で而 而しず氏のギルドが異教徒の郷飲酒の俗から發したさなす説には **=** 關係 種類 然るにギル レギ に述べ <u>8</u> を非常に 0 ア Collegia とも異つてゐる。ギルド ギル 時 てゐない して作らし 此點はブ氏のヴ氏に對する反對理由と略々同樣であ 其會合は血族者間の狭い範圍に限られるか又 的のもので決して限定的の權利義務を有する永續的 と同様に反對してゐるが其理由とする所は要するに鄕飲酒 ドには宗教ギ ۲. 重要視. 特に兄弟分的連帶の精神、 は其發生より消滅に至る迄終始一 に不拘ぎ のめた所 し ト教起源説と假 m ルド も所 ルドを包含してゐると見てもよい 謂 ---種 々で此點 は の強制 7 リス b ŀ を高 組合で宗教、 協同 敎 **3**5 に名附け 任意的に作られたのに反 より 唱 的 Ü 組織、 生 てゐ 貫して宗教的 12 n 慈善さいふ様な事 る點より のである。 12 八は廣く 8 相互保護救濟の であ Ø い見解 で 考 要素を含 30 の性質を 般の來 ると信 2\ W کم あると 又一 であ n ば ŀ